

議員提出議案第 2 号

長門市議会傍聴規則の一部を改正する規則

令和 8 年 3 月 23 日提出

提出者 長門市議会議員 重 村 法 弘

賛成者 長門市議会議員 綾 城 美 佳

賛成者 長門市議会議員 上 田 啓 二

賛成者 長門市議会議員 重 廣 正 美

賛成者 長門市議会議員 ひさなが 信也

賛成者 長門市議会議員 田 村 大治郎

長門市議会傍聴規則の一部を改正する規則

長門市議会傍聴規則の一部を改正する規則(平成 17 年長門市議会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (傍聴の手続) 第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、 所定の場所で自己の住所及び氏名を 傍聴人受付簿に記入しなければならない。 (傍聴人の定員) 第 4 条 <u>一般席の傍聴人の定員は、28 人とする。</u> 2 (略) (傍聴席に入ることができない者) 第 6 条 次に該当する者は、傍聴席に入 ることができない。	本則 (傍聴の手続) 第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、 所定の場所で自己の住所、 <u>氏名及び年 齢</u> を傍聴人受付簿に記入しなければな らない。 (傍聴人の定員) 第 4 条 <u>傍聴人の定員は、報道関係者を 除き 53 人とする。</u> 2 (略) (傍聴席に入ることができない者) 第 6 条 次に該当する者は、傍聴席に入 ることができない。

<p>(1) <u>銃器その他危険な物</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき</u> <u>その他の議場に現在する者に対する</u> <u>示威的行為のために使用されるおそ</u> <u>れがあると認められる物を携帯し、</u> <u>又は着用している者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) <u>その他会議を妨害し、又は他人</u> <u>に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる</u> <u>顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を</u> <u>傍聴しようとする者に対し、係員をし</u> <u>て、前項第1号及び第2号に規定す</u> <u>る物を携帯しているか否かを質問させ</u> <u>ることができる。</u></p> <p>3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこ</u> <u>れに応じないときは、その者の入場を</u> <u>禁止することができる。</u></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるとき は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>静粛にすること。</u></p> <p>(2) <u>議場における言論に対して拍手</u> <u>その他の方法により公然と可否を表</u> <u>明し、又は議場に現在する者に対し</u> <u>て示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>携帯電話端末その他音を発する</u> <u>機器は、電源を切り、又は音を発し</u> <u>ない状態にすること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>その他議場の秩序を乱し、会議</u> <u>を妨害し、又は他人の迷惑となるよ</u> <u>うな行為をしないこと。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(1) <u>銃器その他危険なもの</u>を持って いる者 (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>異様な服装をしている者</u></p> <p>(4) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカー</u> <u>ド、旗、のぼりの類を持っている者</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を</u> <u>持っている者</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、会</u> <u>議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす</u> <u>と認められるものを持っている者</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるとき は、次の事項を守らなければならない。 (新設)</p> <p>(1) <u>議場における言論に対して拍手</u> <u>その他の方法により公然と可否を表</u> <u>明しないこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>談論し、放歌し、高笑しその他騒</u> <u>ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章の類をする等示威</u> <u>的行為をしないこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) <u>みだりに席を離れ、又は不体裁な</u> <u>行為をしないこと。</u></p>
--	---

<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</p> <p>第 8 条 傍聴人は、傍聴席において写真の<u>撮影、録音、録画、放送等</u>をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第 9 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに退場</u>しなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第 10 条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。</p>	<p>(6) <u>携帯電話その他情報通信に関する機器の使用をしないこと。</u></p> <p>(7) <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(写真、映画等の撮影、録音等の禁止)</p> <p>第 8 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第 9 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>速やかに退場</u>しなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第 10 条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年4月1日から施行する。